

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム ご利用条件/免責事項（リンク）も併せて適用されます。

グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム

ご利用条件

令和6年6月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
スタートアップ課

1. 各プログラム参加条件
 - (1) 支援業務の範囲

本事業の参加企業(選考に通過した企業)に提供する支援業務は、ジェトロが以下に規定する1. (2)の範囲に限ります。別途、追加調査・手配等が必要な場合は有料サービスをご案内する場合があります。
 - (2) 本事業におけるジェトロの提供サービス
 - ①各プログラムにおける各種講義・面談
 - ②メンターによるアドバイス
 - ③その他、プログラム内にて提供されるワークショップ、成果発表機会
 - (3) 参加企業の費用負担
 - ①オンライン・システム環境・オンラインツール等の費用
 - ②事業参加のための渡航費、滞在費、輸送費
 - ③その他ビジネス活動にかかる経費
 - ④ジェトロが委託するメンター以外の、弁護士、会計士等専門家の相談費用
 - ⑤その他上記(2)ジェトロの提供サービスに含まれない費用
 - (4) 有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為はお断りします。
 - (5) ビジネスマッチングイベント等への参加について、本条件に定めのない事項については、「[ジェトロ海外見本市出品要綱](#)」に従うものとします。本条件と海外見本市出品要綱で内容が異なる場合には、本条件の定めが優先します。
 - (6) プログラム審査選考結果に対するご質問には回答を致しかねますので、予めご了承願います。
 - (7) 本プログラムご応募の際は、応募要件を満たす必要があります。各コースの募集要項をご確認いただき、円滑な対応をお願いします。
 - (8) 以下の場合、ジェトロが本プログラムへの参加を承諾した後も含めプログラムへの参加を辞退いただく場合があります。
 - ①応募資格または選考基準を満たさなくなったときなど、参加企業の状況が変化したとき
 - ②参加企業およびその役員が違法な行為又は違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することがジェトロの信用を毀損する恐れがあるとき

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム ご利用条件/免責事項（リンク）も併せて適用されます。

- (9) 事業成果把握のために、ジェトロや内閣府が実施するアンケート等にご協力いただくとともに、本事業の実施期間内および完了後 に関わらず、ライセンス契約や商談の成約、資金調達の成功、IPO（株式公開）等、ビジネスに進展があった場合は報告していただきます。また、支援期間中および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、参加企業の承諾を得て、本事業の成果普及の一助とするため、セミナー、WEB サイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびジェトロの広報活動に利用させていただく場合がございます。
- (10) 本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像権利用の了承をいただきます。
- (11) 本プログラム選考通過時は、ジェトロは広報媒体にて提出いただいた会社名・会社ロゴ等を掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (12) 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募、申し込みを無効とすると同時に、ジェトロが本プログラムへの参加を承諾した後も含め本プログラムへの参加をお断りします。
- (13) ジェトロは、参加企業への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用条件の内容を変更することができます。

2. 免責事項

- (1) ジェトロおよびメンター、アクセラレーター、本プログラム提供関係者（以下「ジェトロ等」という。）は、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しておりますが、本プログラムにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロ等は万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
- (2) ジェトロ等が国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロ等は一切の責任を負わないものとします。
- (3) ジェトロ等は、展示会や商談会等のイベント期間中に発生した参加企業に係る携行品盗難・携行品損害、疾病治療費用等について一切負担できません。
- (4) ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、参加企業の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、参加企業が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ等は参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム ご利用条件/免責事項（リンク）も併せて適用されます。

- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - ② 正当な理由の有無にかかわらず、面談予定先が面談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - ③ 利用条件から外れるなど、参加企業の状況が変化したとき。
 - ④ 前号のほか、参加企業がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - ⑤ 参加企業が次項に定める反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - ⑥ 参加企業が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- (5) 本事業の実施期間内および完了後において、ジェトロの「[反社会的勢力への対応に関する規程](#)」の内容を遵守ください。ジェトロは、参加企業が規定内容を遵守しないことで不利益を被ることになっても、異議は一切受け付けません。

反社会勢力に該当しないことについて：

現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいいます。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことをご確認ください。

- A) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- B) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- C) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- D) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること
- E) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
- F) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム ご利用条件/免責事項（リンク）も併せて適用されます。

- iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - v. 前各号に準ずる行為。
- (6) ジェトロ等は、アレンジした面談の成否(何時、如何なる面談相手と、如何なる内容の面談をすることができるかを含みますが、これに限られません。)や面談の成果を保証するものではなく、面談から生じた結果について、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。
- (7) 前各項に定めるほか、ジェトロ等は、参加企業の本サービスへの申込又はジェトロ等の本サービスの提供に起因又は関連して、参加企業に如何なる損害が発生したとしても、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

3. 秘密保持・個人情報について

- (8) ジェトロ、メンターおよび参加企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報(個人情報及び法人情報)を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本サービスの実施の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。
- ①開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - ②開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ③開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - ④開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑤開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - ⑥法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
 - ⑦本事業の予算元である内閣府から開示を要請された情報
 - ⑧関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ等が関係先に開示する情報
- (2) ジェトロおよび参加企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
- (3) 本サービスに関わる個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「個人情報保護方針」(<https://www.jetro.go.jp/privacy.html>)に基づき適切に取り扱います。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、個人情報、法人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロ等は、前3項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム ご利用条件/免責事項（リンク）も併せて適用されます。

4. お問い合わせ先

お問い合わせは、以下までお願いします。

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6 階

運営事務局 ジェトロ スタートアップ課

メール: su-support@jetro.go.jp